

(仮称)健康・食育ぎのわん 21 策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、(仮称)健康・食育ぎのわん 21 策定支援業務 (以下、「本業務」という。)の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定めるものである。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名：(仮称)健康・食育ぎのわん 21 策定支援業務
- (2) 業務期間：契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務概要：別紙「(仮称)健康・食育ぎのわん 21 策定支援業務仕様書」のとおり

3. 業務に要する費用 (見積上限額)

10,596,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(年度別上限額) 令和 6 年度：3,844,000 円、令和 7 年度：6,752,000 円

なお、この金額は契約額や予定価格を示すものではないことに留意し提案にあたっては見積限度額 (各年度の内訳も含む) を超えた提案は行わないこと。上限額を超えた提案が提出された場合は失格となるため留意すること。

4. 参加資格

次の要件を全て満たす法人、または複数の者による共同企業体とする。なお、共同企業体の幹事企業は、出資比率が最も大きい企業とする。

- (1) 沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく更生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (4) 参加申請書の受付期間において、指名停止の措置を宜野湾市から受けていないこと。
- (5) 本店または支店、営業所の所在する市町村税の滞納がないこと。

- (6) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。また、法人及び役員等がこれらの者と関係を有しないこと。
- (7) 過去 10 年間に於いて、自治体が実施する健康増進計画、食育推進計画、又は両計画を一体化する計画策定業務を請け負った実績があること
- (8) 本業務を実施するうえで十分な実施体制を整えていること
- (9) 本業務を担当する者が十分な能力を有していること
- (10) 本要領で定める上限限度額内で本業務が遂行できる提案ができること

5. 提案に必要な書類の作成、提出等

(1) 提出書類・必要部数

- ア. 参加申請書兼誓約書（様式 1） 原本 1 部
- イ. 企画提案書等提出届（様式 2） 原本 1 部
- ウ. 企業提案書及び各種様式等 原本 1 部、副本 9 部
 - ①会社概要（様式 3）※1
 - ②同種業務実績調書（様式 4）※1
 - ③実施体制（様式 5）
 - ④管理責任者及び担当者の経歴及び実績等調書（様式 6）※1
 - ⑤企画提案書（任意様式）
 - ⑥見積書（任意様式。但し、仕様書を参考に令和 6 年度及び令和 7 年度の内訳を記載すること）
- エ. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本 1 部 ※1 ※2
- オ. 滞納のない証明書(国税、県税及び市税) 原本 1 部 ※1 ※2
- カ. 共同企業体協定書（任意様式）※3
 - ※1 共同企業体で応募する場合、構成員ごとに提出
 - ※2 発行から 3 か月以内のものに限る
 - ※3 共同企業体で応募する場合のみ提出

(2) 企画提案書の作成要領

- ア. 様式は任意形式とするが、A 4 版片面印刷を基本とし、カラー、白黒、縦横は自由、文字サイズは 11 ポイント以上とする。30 ページ以内で作成し、やむを得ず A 3 版を使用する場合は、Z 折り込みとする。ただし、A 3 版 1 枚につき A 4 版 2 ページと換算する。
- イ. 提出する全ての書類を、ファイル 1 冊にまとめて提出すること。その際、前記「(1) 提出書類・必要部数」ウに記載されている①～⑥順に綴り、目次、ページ番号及びインデックスを付すこと。

ウ. 企画提案書の記載事項は以下の通りとする。

- ① 業務実施方針
- ② 業務実施スケジュール
- ③ 現状分析及び課題の抽出、現計画の最終評価
- ④ アンケート調査の実施
- ⑤ 目標指標に関する検討・整理・設定
- ⑥ 次期計画の策定
- ⑦ 事務局業務の運営支援
- ⑧ その他、独自提案（仕様書要件以外の有益な提案）

6. 各種提出期限等

(1) 提出期限 ※必着

ア. 参加申込書兼誓約書（様式1） : 令和6年10月11日（金）17時まで

イ. 企画提案書等提出届（様式2）等 : 令和6年10月25日（金）17時まで

(2) 提出方法

持参（土日、祝祭日及び時間外は受け付けない）または郵送。

※但し、郵送により提出する場合は提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先

住 所 〒901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原 1-13-15

担 当 宜野湾市 健康増進課（宜野湾市保健相談センター内）

T E L 098-898-5597

7. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 : 令和6年10月11日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法 : 質問書（様式7）によりメールにて提出し、あわせて提出したことを電話連絡し報告すること。

※電話・窓口での問い合わせ等、上記以外の方法での質問に対しては回答しません。

※質問は本要領、仕様書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとします。

(3) 提出先 : 健康増進課 担当 : 桃原 (Fukusi04@city.ginowan.okinawa.jp)

(4) 回答日 : 令和6年10月17日（木）

(5) 回答方法 : 応募者全員へメールにて送付

8. 企画提案書プレゼンテーションの実施について

宜野湾市職員で構成する「(仮称)健康・食育ぎのわん 21 策定支援業務にかかる業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において審査する。

(1) 審査方法

ア. 第1次審査(書類審査) ※提案者多数の場合にのみ実施

提出された企画提案書等を下記9で示す審査項目に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。提案者が4者以上の場合は第1次審査により3者を選定し、第2次審査参加者とし、提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施できるものとする。

イ. 第2次審査(プレゼンテーション等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、下記9で示す審査基準に基づいてプレゼンテーション等の内容で再評価し、最も優れている提案者を特定する。

- ① 日程等：第2次審査開催日時、場所については、第1次審査結果通知時に通知する。 ※第2次審査は令和6年11月18日(月)を予定
- ② 所要時間：30分(説明20分以内、質疑応答10分程度)
- ③ 出席者：3名以内とし、本業務に従事する管理責任者又は担当者は必ず参加すること。
- ④ 内容：プレゼンテーション内容は提出された提案書に基づき行うもので、資料の差替えや新たな資料の配布は認めない。
- ⑤ 使用機器：プレゼンテーションに使用する端末は提案者が準備するものとし、HDMIケーブル、プロジェクター及びスクリーンは市が準備するものとする。
- ⑥ 順番：プレゼンテーションの順番は選定委員会の委員長にてくじを行い、決定するものとする。

(2) 審査結果の通知

ア. 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ(第1次審査を省略した場合を含む)、プレゼンテーション等を実施する旨を書面により通知する。

イ. 第2次審査

審査結果を書面により通知する。なお、電話による質問、審査経過に関する質問には一切回答しない。また、審査結果についての異議申し立ても受け付けない。

(3) 選定委員会

選定委員会の会議は、非公開とする。また、委員は提案者と委員の不正行為目的の接触を防ぐ等の理由から選定までの間は公表しない。

9. 審査基準及び配点

本業務は以下の審査基準に基づき審査する

	審査項目及び審査基準	配点 (120点満点)	
一次審査	1. 企業実績 同種業務の実績があり、適切な経験及び実績を有しているか	10点	
	2. 事業実施体制 本事業の実施体制は充実しているか ※担当人数及び担当者の県内常駐の状況	10点	
	3. 担当者能力 管理責任者及び担当者の同種業務の従事年数及び実績	10点	
	4. 提案額	5点	
	5. 本市経済の活性化及び市内事業者の育成・振興 企画提案者（又は共同企業体構成企業）が市内事業者であるか	5点	
	一次審査 及び 二次審査	6. 業務の内容 ▶ <u>業務実施方針の提示</u> 明確なビジョンや意欲的な姿勢等がみえるものになっているか ▶ <u>業務スケジュール（案）の提示</u> 明確化されており、現実的で無理のないものになっているか ▶ <u>現状分析及び課題の抽出、現計画の最終評価</u> 各種統計資料等を活用したより正確な現状分析、課題の抽出、現計画の最終評価がなされた提案となっているか ▶ <u>アンケート調査の実施</u> より正確な実態把握に適した調査手法及び調査規模の提案がなされているか。 ▶ <u>目標指標に関する検討・整理・設定</u> KPI やロジックモデルを活用し、技術的支援や専門知識の補完・助言が期待できる提案となっているか。 ▶ <u>次期計画の策定</u> より適切に一体化された次期計画の策定に期待ができ、また、基本方針、重点項目、数値目標、具体的な取組み、評価指標が適切に設定された計画案の策定が期待できる提案となっているか ▶ <u>事務局業務の運営支援</u> 各種会議の運営支援やパブリックコメント実施に関する支援等、技術的支援や専門知識の補完・助言が期待できる提案となっているか	70点
		7. その他自社の優位性に関すること 自社独自提案の内容は事業の目的に沿った効果的なものか。	10点

10. 企画提案書等の審査と業者の選定

- (1) 各委員が合計点の高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定し、次に多い提案者を次点候補者に選定する。
- (2) 順位を1位とした委員の数が最も多い提案者が複数ある場合は、各委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定し、次に高い提案者を次点候補者として選定する。
- (3) 上記において、各委員の合計点が最も高い提案者が複数ある場合は、順位を2位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定する。以下、同数の場合はこれを準用し選定する。
- (4) 上記にかかわらず、各委員の合計点が配点の60%以上の評価を得られない場合は、選定できない。
- (5) 市は、受託候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を作成・調整のうえ、提案上限額を上限として契約を締結するものとする。ただし、本市と第1位の業者との間で、委託契約の内容に関して合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約できるものとする。

11. 選定スケジュール

実施内容	備考
公募及び質問受付開始	10月01日(火)
参加申請書兼誓約書及び質問書受付け締め切り	10月11日(金)
質問書に対する回答	10月17日(木)
提案書等提出締め切り	10月25日(金)
第1次審査結果通知(予定)	11月08日(金)
第2次審査(企画提案プレゼンテーション)(予定)	11月18日(月)
受託候補者選定結果通知(予定)	11月22日(金)
委託契約締結、業務開始(予定)	11月中

12. 提案者の失格事由及びその他の留意事項について

(1) 提案者の失格事由

- ア. 正当な理由もなく、提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ. 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ. 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- エ. 審査の公平性を害する行為があった場合
- オ. 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格と認めた場合

(2) その他留意事項

- ア. 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は全て当該提案者の負担とする。
- イ. 提出後の企画提案書等の書類は返却しない。なお、本要領に基づき提出される企画提案書等書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、本業務の事務処理に必要な範囲において、市は提出される書類を複製、記録及び保存を行うことがある。
- ウ. 提出期限を過ぎた提出書類の変更、差替えは認めない。
- エ. 市は提出書類を本業務における受託候補者の選定以外の目的では使用しない。
- オ. 提案に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円を使用すること。
- カ. 参加申込後にやむを得ず提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式8）を提出すること。

以上